

岩手県議会告示第2号

県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年3月21日

岩手県議会議長 渡辺 幸 貫

県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年岩手県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条第1項第6号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券及びその他とする。</p> <p>3 条例第2条第1項第6号の議長が定める株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>証券取引所</u>に上場されている株券又は店頭売買有価証券として<u>証券業協会</u>に登録されている株券とする。</p> <p>4 条例第2条第1項第7号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。</p> <p>5 条例第2条第1項第7号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。</p> <p>6 条例第2条第1項第7号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。</p> <p>7 条例第2条第1項第7号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 預金・貯金・郵便貯金</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 貯金</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 15px; margin: 5px 0;"></div> <p>[略]</p> <p>備考 [略]</p> <p>(3) 郵便貯金</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">郵便貯金の総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p>備考 通常郵便貯金を除く。</p> <p>5 金銭信託</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">元本の総額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p>6 有価証券</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0;"></div>	郵便貯金の総額	円	元本の総額	円	<p>(資産等報告書等)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 条例第2条第1項第5号の有価証券の種類は、国債証券、地方債証券、社債券、株券、<u>金銭信託</u>及びその他とする。</p> <p>3 条例第2条第1項第5号の議長が定める株券は、資本金の額が1億円以上の株式会社の株券、<u>金融商品取引所</u>に上場されている株券又は店頭売買有価証券として<u>認可金融商品取引業協会</u>に登録されている株券とする。</p> <p>4 条例第2条第1項第6号の自動車の種類は、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他とする。</p> <p>5 条例第2条第1項第6号の船舶の種類は、汽船、帆船及びその他とする。</p> <p>6 条例第2条第1項第6号の航空機の種類は、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他とする。</p> <p>7 条例第2条第1項第6号の美術工芸品の種類は、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他とする。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 預金・貯金</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 貯金</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0;"></div> <p>備考 [略]</p> <p style="text-align: right;">(A4)</p> <p>5 有価証券</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin: 5px 0;"></div>
郵便貯金の総額	円				
元本の総額	円				

備考 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記載し、その種類ごとに額面金額の総額を記載してください。

[略]

[略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金・郵便貯金

(1) [略]

(2) 貯金

[略]

備考 [略]

(3) 郵便貯金

郵便貯金の総額 円

備考 通常郵便貯金を除く。

5 金銭信託

元本の総額 円

(A4)

6 有価証券

[略]

備考 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券及びその他の別を記載し、その種類ごとに額面金額の総額を記載してください。

[略]

[略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成20年3月21日から施行する。

備考 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記載し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記載してください。

[略]

[略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

様式第2号（第3条関係）

[略]

1～3 [略]

4 預金・貯金

(1) [略]

(2) 貯金

[略]

備考 [略]

(A4)

5 有価証券

[略]

備考 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記載し、その種類ごとに額面金額の総額（金銭信託については、元本の総額）を記載してください。

[略]

[略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]